# 日本学生支援機構の奨学金\*,申込みにマイナンバーが必要になります!



(平成31年4月に進学\*2を予定している人から)

JASSO

\* 1 独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金・第二種奨学金・給付奨学金 \* 2 大学・短期

\*2 大学・短期大学・専修学校専門課程への進学

- 1. マイナンバー(個人番号)が必要な人
- ① 奨学金を申し込む本人
- ② 本人の家計を支えている人(父母等)



## 2. マイナンバーに関する提出書類

以下の(ア)又は(イ)のマイナンバー関係の書類が必要になります。

奨学金を 申し込む本人	(ア) マイナンバーカード(表面・裏面)のコピー (イ)・通知カード(表面)のコピー 及び ・公的身分証明書のコピー(パスポート、運転免許証のうち1点 又は 健康保険証、生徒手帳の在学証、学校の在籍証明書 等のうち2点)
本人の家計を	(ア) マイナンバーカード(裏面)のコピー
支えている人※	(イ) 通知カード(表面)のコピー

※本人の家計を支えている人のマイナンバーの確認等は、奨学金を申し込む本人が行うこととなりますが、日本学生支援機構でも確認できるようマイナンバーを確認できる書類の提出をお願いします。

## 3. マイナンバー関係の書類の提出方法

前記2. の書類を、日本学生支援機構から(学校を通して)配付される専用封筒に入れて、<u>必ず簡易書留</u>で郵送してください。

- ※ 郵送費用は申込者のご負担でお願いします。
- ※ 前記2. 以外の奨学金申込書類は学校にご提出いただきます。

## <u>マイナンバー制度とは</u>

- ●「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25 年法律第27号)」に基づき、行政の効率化、国民の利便性の向上、公平かつ公正な社会の実現をめざし、住民一人ひとりにマイナンバーを発行し、これを年金などの社会保障に関する手続き、確定申告などの税に関する手続き、災害時の支援制度などの災害対策に関する手続きで利用するものです。
- ●平成29年11月から、マイナンバー制度における行政機関間の情報連携の本格運用が開始され、 各種行政手続きに係る申請時にマイナンバーを提出いただくことで、課税証明書などの添付書類の提出が不要となります。

#### Q1 通知カードとマイナンバーカードは何が違うの?

#### A. 通知カードとは・・・

平成27年10月に住民票のある自治体から送付された 紙製のカードで、マイナンバー(個人番号)のほか、 カードの上部に「通知カード」と記載されています。

#### マイナンバーカードとは・・・

通知カードを受領後に、交付申請をして作成してもらう プラスチック製のカードで、顔写真のある表面の右上に 「個人番号カード」と記載されています。

交付申請しない限り、マイナンバーカードは発行されません。





#### Q2 日本学生支援機構はマイナンバーを何に利用するの?

A. 日本学生支援機構では、マイナンバーを利用して奨学金の審査に必要な収入に関する情報等を行政機関間の情報連携により収集します。これにより、これまで奨学金の申請に必要としていた各種証明書などの提出を一部省略できるようになります。

#### Q3 奨学金の申込みにマイナンバーが必要になるのはいつから?

A. 平成30年度に実施する大学等奨学金の予約採用の申込みから必要になります。 平成31年度に大学等への進学を予定している人が対象になりますので、奨学金の利用を考えている人は、手続きが1枚で済むマイナンバーカードの交付申請を早めに行うことをお勧めします。

#### Q4 マイナンバーを利用してどんな情報を収集するの?

A. 主に、従来より提出いただいていた所得証明書に代わるものとして、奨学金申込者(生徒・学生)の家計を支えている人(父母等)の収入に関する情報を収集し、家計状況の審査に利用します。

#### Q5 マイナンバーを提出したら各種証明書類は提出しなくていいの?

A. マイナンバーを利用した行政機関間の情報連携により収集できない情報があるため、一部の書類(単身赴任、長期療養に関する証明書類等)は、引き続き提出が必要となります。また、障害者手帳については、行政機関間の情報連携の「試行運用」の扱いとなりますので、引き続き提出いただく必要があります。提出書類の詳細は、募集案内等でお知らせします。

### Q6 日本学生支援機構はマイナンバーを安全に管理できるの?

A. 日本学生支援機構は、マイナンバー、及び個人情報を守るため、技術面の対策や運用ルール の見直しにとどまらず、職員の教育研修、文書管理の徹底等を図ることで、適切なセキュリティ 体制を確立しています。

また、提出いただいたマイナンバーについては、マイナンバー法に定められた奨学事務の業務の範囲内のみで利用するとともに、適切な保管・管理を徹底してまいります。